

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書（2026年度）

令和8年6月30日

住 所 福岡県福岡市博多区大字下臼井782番地1

事 業 者 名 福岡国際空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 田川 真司
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社は、当社が目指す福岡空港の将来像を実現すべく、空港利用者の利便性向上に向けた各種施策に取り組んでいる。福岡空港国内線および国際線ターミナルは移動等円滑化基準に適合しており、一部のエレベーターは、より高い水準である「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」にも準拠している。今後予定している以下の投資計画においても、移動等円滑化基準に準拠した整備を行うとともに、大規模施設整備に伴い交通機能の配置改善を行うなど、利用者目線で、より円滑に移動できる施設づくりを推進する。（2019～2025年度）

国内線：ターミナルビル増改築、複合施設の建設および立体駐車場の建替（2024年4月より立体駐車場供用開始）

国際線：ターミナルビル増改築工事の推進（2026年度より南側コンコース整備工事に着手）

その他：国内線・国際線ターミナル間の移動の改善（2024年11月に内陸連絡バス専用道路（国際線側）竣工）

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①旅客支援…案内所で実施している介助サービスを継続する。

②情報提供…館内の案内サイン改善を推進するとともに、案内所においては、車いす対応のUDカウンターでの案内や、筆談ボードによる対話を継続する。また、引き続き、ホームページにより、適時適確な情報発信を行う。

③教育訓練…現在、入社1年以上の案内所スタッフの約9割が取得済みである介助サービスの資格について、今後も取得者の増加を推進するとともに、スタッフへの教育も継続的に行う。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋、エレベーター、多機能トイレ等 (国内線および国際線の増改修)	今後の施設整備に向け、今後の施設整備に向け、国内線は増改築工事が着工しており、移動等円滑化基準に準拠したエレベーター・多機能トイレ等を順次整備する予定である。国際線は南側コンコース整備工事が着工しており、移動等円滑化基準に準拠した多機能トイレ等を順次整備する予定である。 (2026～2028年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期的な研修等の実施	ハード面においては、聴覚障害者への対応として、案内所等への筆談用具を、聴覚障害者対応のピクトグラム表示とともにカウンター上に常設することで、利用者が申告せずとも自由に利用できる状態とする。また、旅客ターミナルビルはバリアフリー法に基づき整備を行っているため、車椅子使用者の円滑な移動に支障がある箇所は無い。 ソフト面においては、案内所スタッフに対し課内にて定期的な手話研修を実施し、より実践的な手話を習得する。また、高齢者・障がい者対応における研修を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助サービス資格保有者等の配置	案内カウンター等に、介助サービスの資格取得者または相応の知識・技術を有したスタッフを配置する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ等による情報発信	ホームページのお知らせ欄等を通じ、施設整備やサービスに関する情報を適宜発信する。
案内所での情報提供	案内所において、筆談用具やコミュニケーションボード等のツールを使用し施設利用者への情報提供を行う。
館内サインによる案内	館内の案内サイン改善を推進する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助サービスに関する教育	介助サービスに関する知識や技術向上を図るための研修を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示による広報・啓発	ターミナルビル内における「お手伝いが必要な方へ」の配慮について、一般の方へ理解、協力をお願いをポスター掲出により行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ターミナル内の定期的な巡回を2026年度も継続し、館内の状況を利用者目線でチェックしつつ、巡回で見つかった課題は社内でも共有し、更なる改善に繋げていく。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
— (大きな変更は無し)	— (大きな変更は無し)	— (大きな変更は無し)

Ⅴ 計画書の公表方法

HP上にて公開する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし。

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。